

京都市広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載（掲出を含む。以下同じ。）することにより、民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに、本市の新たな財源を確保し、又は事業経費を節減し、もって地域経済活動の活性化及び本市財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 本市の財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することをいう。
- (2) 広告媒体 土地、建物、物品その他の本市の財産のうち、広告を掲載するものをいう。
- (3) 局長等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長（京都市局長等専決規定における専決事項として、本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関することが規定される担当局長を含む。）、会計室長、区長、消防局長、教育長、市会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び人事委員会事務局長をいう。

(基本的な考え方)

第3条 広告事業は、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないとともに、広告媒体の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

(掲載しない広告)

第4条 次の各号に掲げる広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名又は法人名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 美観風致を害するおそれのある広告
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
- (12) 人材募集の広告
- (13) 責任の所在が不明確な広告
- (14) その他本市の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

(優先して掲載する広告)

第5条 広告事業の実施に当たっては、価格競争により優れた条件を提示した民間事業者等の広告を掲載する。ただし、価格競争により難いときは、公共性及び地域性の高い広告を優先的に掲載する。

(広告の掲載基準)

第6条 前2条に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準は、別に定める。

(広告媒体等を特定して実施する事業)

第7条 局長等は、広告媒体、広告の規格、募集方法、予定価格、選定方法その他広告事業の実施について必要な事項を定め、広告事業を実施する。

(市民等の提案により実施する事業)

第8条 前条によるもののほか、行財政局財政担当局長は、広告媒体を定めることなく、本市の施設、印刷物等について、広告事業に係る提案を受け付ける市民等提案制度を実施することができる。

2 局長等は、前項の市民等提案制度において提案のあった本市の施設、印刷物等について広告事業を実施することができる。

(広告及び提案の審査)

第9条 局長等は、広告の掲載の適否及び前条第1項に規定する広告事業に係る提案の内容について疑義が生じたときは、次条に規定する京都市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮る。

2 局長等は、審査委員会の審査結果を尊重しなければならない。

(審査委員会)

第10条 前条第1項の規定により、広告の掲載の適否及び第8条第1項に規定する広告事業に係る提案の内容を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は行財政局資産イノベーション推進室長とし、委員は総合企画局市長公室広報課長、文化市民局共生社会推進室人権文化推進課長、文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター長及び都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課長とする。

3 委員長は、前項に規定するほか、必要に応じ委員長が指名する者を臨時の委員とすることができる。

(会議)

第11条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要があると認めるとき、隨時招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第12条 審査委員会の庶務は、行財政局資産イノベーション推進室において処理する。

(連絡調整)

第13条 広告事業を本市公営企業管理者等との相互の連絡調整の円滑に実施するために、京都市広告事業連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

2 連絡調整会議に関する事項は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則 (H19. 7. 9決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則 (H21. 3. 31決定)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (H23. 4. 1決定)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 (H26. 4. 1決定)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (H26. 7. 31決定)

この要綱は、平成26年8月1日から実施する。

附 則 (H27. 4. 1決定)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (H30. 3. 30決定)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (R2. 3. 30決定)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (R3. 3. 31決定)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。